

防府市休日診療所薬剤検討会設置要綱

平成19年3月7日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市休日診療所の使用薬剤について検討するため、防府市休日診療所薬剤検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は必要に応じ開催し、医薬品の購入、整理及び取扱いに関する協議をする。

(委員)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる団体から推薦された者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人防府医師会 2人
- (2) 一般社団法人防府歯科医師会 1人
- (3) 一般社団法人防府薬剤師会 2人

2 前項の委員は、前条の開催のつど推薦をうけ、当該検討会が終了したときは、解任されるものとする。

(議長)

第4条 検討会に議長1人を置き、一般社団法人防府薬剤師会から推薦された者のうちから、保健こども部健康増進課長が指名する。

2 議長は検討会の会議を進行する。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、保健こども部健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。